

建設工事設計変更等事務処理要領

1 趣 旨

この要領は、千葉市発注の建設工事（以下「建設工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）第18条第3項の規定による受注者からの意見聴取及び調査結果のとりまとめ、第19条の規定による設計図書の変更、第19条の2の規定による設計図書の変更に係る受注者の提案、第20条の規定による工事の中止、第22条第2項の規定による受注者の請求による工期の延長及び第23条の規定による工期の短縮等に関する事務処理について、必要な事項を定めるものとする。

2 調整会議

- (1) 契約書第18条第3項の規定による受注者からの意見聴取及び調査結果のとりまとめは、設計変更等調整会議（以下「調整会議」という。）において行うものとする。
- (2) 調整会議において取り扱う案件は、契約書第18条第1項各号に該当する事実（以下「設計変更」という。）で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。
 - ア 工事目的物の構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの
 - イ 請負代金の設計変更に係る変更見込金額が、当初請負金額の30%を超えるもの（アに該当するものを除く。）
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、工事担当課長（当該工事を担当する課（室）・所の長をいう。以下同じ。）が必要と認めるもの
- (3) 前号に掲げるもの以外の設計変更については、工事担当課で調整会議（以下「審査会議」という。）を開催し、取り扱うこととする。

3 組 織

- (1) 調整会議及び審査会議（以下「調整会議等」という。）は、委員長及び委員（以下「委員等」という。）をもって組織する。
- (2) 調整会議は工事担当課が属する部に置き、その委員等は次に定めるものとする。
 - 委員長：工事担当課が属する部の長
 - 委員：工事担当課長
 - 委員：工事担当課が属する部の長が指名する者
- (3) 審査会議は工事担当課に置き、その委員等は次に定めるものとする。
 - 委員長：工事担当課長
 - 委員：工事担当課長補佐
 - 委員：工事担当係長等（当該工事を担当する課（室）・所の係長又は主査をいう。以下同じ。）2名。ただし、工事担当係長等の人数が不足する場合は、工事担当課が属する部の他課に、審査会議への出席を依頼するものとする。
- (4) 契約書第18条第3項の受注者からの意見聴取は、受注者が発注者へ届け出た現場代理人、

主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐（以下「現場代理人等」という。）が調整会議等
に出席して行うものとする。

4 職 務

- (1) 委員長は、調整会議等を代表し、会務を総理する。
- (2) 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 会議の開催

- (1) 工事担当課長は、契約書第18条第2項の規定による監督職員の調査終了後、調整会議の開催を必要と認めるときは、設計変更等調整会議開催依頼書（様式第1号）により、調整会議庶務担当課の長（調整会議の庶務を担当する課の長をいう。以下「庶務担当課長」という。）に依頼するものとし、庶務担当課長は、開催の依頼があったときは、速やかに調整会議を開催するものとする。

なお、庶務担当課長は、設計変更等調整会議開催通知書（様式第2号）により、工事担当課長に調整会議の開催日時等を通知するものとする。

- (2) 審査会議は、監督職員が工事担当課長に開催を要請し、開催するものとする。
- (3) 調整会議等は、委員長及び半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないものとする。
- (4) 委員長は、急施を要し、又は調整会議等を開く時間のないときは、委員に回議してこれに代えることができるものとする。

6 設計変更等の調整

- (1) 工事担当係長等及び監督員は、調整会議等において、契約書第18条第2項の規定による発見した事実及び同項の調査の結果について、資料等を作成し、説明を行うものとする。
- (2) 現場代理人等は、調整会議等において、契約書第18条第1項の発見した事実について、資料等を作成し、説明を行うものとする。
- (3) 現場代理人等は、調整会議等において、設計変更について意見を述べ、調整会議等の委員に対し、質問を行うことができる。
- (4) 調整会議等の委員等は、調整会議等において、工事担当係長等及び現場代理人等に対し、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。

7 設計変更等の決定等

- (1) 調整会議は、会議の内容に基づき、変更契約又は別途契約のいずれかによる対応を決定するものとする。
- (2) 審査会議は、会議の内容に基づき、設計変更の妥当性を決定するものである。
- (3) 第1号及び第2号の規定による決定は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- (4) 庶務担当課長は、調整会議の結果を、設計変更等調整会議結果通知書（様式第3号）によ

り、工事担当課長に通知するものとする。

8 準用

- (1) 契約書第19条の規定による設計図書の変更については、第2項から前項まで（第6項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第2項第1号中「契約書第18条第3項の規定による受注者からの意見聴取及び調査結果のとりまとめ」とあるのは「契約書第19条の規定による設計図書の変更（以下「設計図書の変更」という。）等の決定」と、同項第2号中「契約書第18条第1項各号に該当する事実（以下「設計変更」という。）」とあるのは「設計図書の変更を行う必要があると認める場合」と、同号イ中「設計変更」とあるのは「設計図書の変更」と、同項第3号中「設計変更」とあるのは「設計図書の変更」と、第3項第4号中「契約書第18条第3項の受注者からの意見聴取は」とあるのは「設計図書の変更を行う場合は、必要に応じて受注者から意見を聴くものとし」と、第5項第1号中「工事担当課長は、契約書第18条第2項の規定による監督職員の調査終了後」とあるのは「工事担当課長は」と、第6項第1号中「契約書第18条第2項の規定による発見した事実及び同項の調査の結果」とあるのは「設計図書の変更」と、同項第3号中「設計変更」とあるのは「設計図書の変更」と読み替えるものとする。
- (2) 第19条の2の規定による設計図書の変更に係る受注者の提案については、第2項から前項まで（第2項第2号、第6項第1号及び第7項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、第2項第1号中「契約書第18条第3項の規定による受注者からの意見聴取及び調査結果のとりまとめ」とあるのは「契約書第19条の2の規定による設計図書の変更に係る受注者の提案（以下「VE提案」という。）の採否」と、同項第3号中「前号に掲げるもの以外の設計変更」とあるのは「採否の判断が明らかであるVE提案の採否」と、第3項第4号中「契約書第18条第3項の受注者からの意見聴取は」とあるのは「VE提案の採否を行う場合は、受注者から意見を聴くものとし」と、第5項第1号中「工事担当課長は、契約書第18条第2項の規定による監督職員の調査終了後」とあるのは「工事担当課長は」と、第6項第2号中「契約書第18条第1項の発見した事実」とあるのは「VE提案」と、同項第3号中「設計変更」とあるのは「VE提案」と、第7項第1号中「変更契約又は別途契約のいずれかによる対応」とあるのは「VE提案の採否」と、同項第3号中「第1号及び第2号」とあるのは「第1号」と読み替えるものとする。
- (3) 第20条の規定による工事の中止については、第2項から前項まで（第2項第2号及び第3号、第5項第2号及び第7項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において第2項第1号中「契約書第18条第3項の規定による受注者からの意見聴取及び調査結果のとりまとめ」とあるのは「契約書第20条の規定による工事の中止（以下「工事の一時中止」という。）の可否」と、第3項第4号中「契約書第18条第3項の受注者からの意見聴取は」とあるのは「工事の一時中止の可否を決定する場合は、受注者から意見を聴くものとし」と、第5項第1号中「工事担当課長は、契約書第18条第2項の規定による監督職員の調査終了後」とあるのは「工事担当課長は」と、第6項第1号中「契約書第18条第2項の規定による発見した事実及び同項の調査結果」とあるのは「契約書第20条第1項の規定による発注者が、

受注者の責に帰すことができない事象等により施工ができないと判断した結果若しくは契約書第20条第2項の規定による発注者が工事の一時中止の必要があると判断した結果」と、第6項第2号中「契約書第18条第1項の発見した事実」とあるのは「現場状況等」と、同項第3号中「設計変更」とあるのは「工事の一時中止」と、第7項第1号中「調整会議」とあるのは「工事の一時中止に係る調整会議」と、同項同号中「変更契約又は別途契約のいずれかによる対応」とあるのは「工事を一時中止するか否か」と、同項第3号中「第1号及び第2号」とあるのは「第1号」と読み替えるものとする。

- (4) 契約書第22条2項の規定による受注者の請求による工期の延長については、第2項第3号の審査会議を開催し取り扱うこととし、第3項から前項まで（第3項第4号、第5項第1号、第6項第1号及び3号、第7項1号及び4号を除く。）の規定を準用する。この場合において第6項第2号中「契約書第18条第1項の発見した事実」とあるのは「現場状況等」と、第7項第3号中「第1号及び第2号」とあるのは「第2号」と読み替えるものとする。
- (5) 契約書第23条の規定による発注者の請求による工期の短縮等について、設計図書の変更を行う場合は、契約書第19条の規定による設計図書の変更の事務処理により行うものとする。

9 補足

この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年2月1日から施行する。